

災害時における物資の供給等に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と船山株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における物資の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小千谷市内で、災害時又は災害の発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、救援物資として乙が保有する物資の供給について協力を要請することが出来るものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り物資の供給に努めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1） 防災関連資機材
- （2） 食品類
- （3） その他乙の取扱商品

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく協力者の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置を採ることに努めるものとする。

（経費の費用負担）

第5条 乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害発生の前直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲と乙で協議して決定するものとし、甲は、乙が指定する者に防災関連資機材等の品目及び数量等の確認を行わせた上、これを引き取るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲と乙の合意により、乙が防災関連資機材等の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものと

する。

(担当者等の報告)

第8条 本協定に基づく連絡事項等の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別に定めるものとする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間内において、前項の事項に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれかが書面において協定解除の意思表示をしない限り、更に1年間本協定を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月1日

甲 新潟県小千谷市城内2-7-5
小千谷市長 宮崎 悦男



乙 新潟県長岡市稲保4-713-2
船山株式会社
代表取締役社長 秋山 政信

